

大 個 審 第 2 3 号  
( 答 申 第 3 6 3 号 )  
令 和 2 年 1 0 月 2 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長 長 谷 川 佳 彦

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て ( 答 申 )

令 和 2 年 9 月 2 5 日 付 け 感 対 第 3 2 3 3 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 対 応 状 況 管 理 シ ス テ ム の デ ー タ の 外 部 提 供 に 関 す る 個 人 情 報 の 取 扱 い に つ い て 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 2 項 第 9 号 に 規 定 す る 目 的 外 利 用 ・ 提 供 禁 止 原 則 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

#### 記

- 1 実施機関は、提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関は、学術研究機関等に個人情報を提供するにあたっては、その取扱いに不備があった場合に深刻な被害が生じる懸念があることから、当該個人情報の確実な抽出を徹底すること。
- 3 実施機関は、学術研究機関等に個人情報を提供する際には、当該学術研究機関等に対し、個人情報の利用者を限定するほか、個人情報の管理方法等について厳格に定めるよう求めること。
- 4 実施機関は、学術研究機関等が調査研究等の一部を委託する場合は、当該学術研究機関等に対し、委託先における個人情報の取扱いについては当該学術研究機関等と同程度の個人情報保護措置をとるよう求めること。
- 5 実施機関は、学術研究機関等に提供した個人情報について、当該学術研究機関等に対し、研究計画に係る利用期間終了後、遅滞なく消除するとともに、消除した旨を報告するよう求めること。

( 答 申 に 関 与 し た 委 員 の 氏 名 )

長 谷 川 佳 彦 、 島 田 佳 代 子 、 近 藤 亜 矢 子 、 嵯 峨 嘉 子 、 西 上 治 、 丸 山 敦 裕